

令和 6 年

# 第 2 回 忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

閉会 令和 6 年 6 月 1 3 日

忠 岡 町 議 会

令和6年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和6年6月13日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 河瀬 成利議員  | 2 番 今奈良幸子議員  | 3 番 北村 孝議員   |
| 4 番 小島みゆき議員  | 5 番 二家本英生議員  | 6 番 是枝 綾子議員  |
| 7 番 松井 匡仁議員  | 8 番 三宅 良矢議員  | 9 番 前川 和也議員  |
| 10 番 尾崎 孝子議員 | 11 番 勝元由佳子議員 | 12 番 河野 隆子議員 |

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

|                |       |                |       |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 町 長            | 杉原 健士 | 副 町 長          | 井上 智宏 |
| 町長公室長          | 立花 武彦 |                |       |
| 町長公室次長兼秘書人事課長  |       | 町長公室次長兼自治防災課長  |       |
|                | 中定 昭博 |                | 南 智樹  |
| 産業住民部長         | 新城 正俊 |                |       |
| 産業住民部次長兼住民人権課長 |       | 産業住民部次長兼生活環境課長 |       |
|                | 谷野 彰俊 |                | 小倉由紀夫 |
| 健康福祉部長         | 二重 幸生 | 健康福祉部次長兼保険課長   |       |
|                |       |                | 大谷 貴利 |
| 教育部長兼教育総務課長    |       | 教育部理事兼学校教育課長   |       |
|                | 村田 健次 |                | 石本 秀樹 |
| 消 防 長          | 岸田 健二 | 消防次長兼予防課長      | 下川 浩幸 |
|                |       | (各課課長同席)       |       |

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 柏原 憲一 |
| 係 長  | 酒井 宇紀 |

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立いたしております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を開きます。

（「午前１０時００分」開会）

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和６年第２回忠岡町議会定例会議事日程（３日目）について、ご報告申し上げます。

日程第１ 報告第２号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）

日程第２ 報告第３号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）

日程第３ 報告第４号 令和５年度繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）

日程第４ 報告第５号 令和５年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第５ 議案第２９号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）

日程第６ 議案第３０号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第７ 議案第３１号 忠岡町財産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第８ 議案第３２号 手数料条例の一部改正について

日程第９ 議案第３３号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第１０ 議案第３４号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第２号）について

日程第１１ 議案第３５号 令和６年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）について

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

日程第 1 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします。

本件についての報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第 2 号、専決処分の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和 6 年 3 月 26 日、忠岡東 1 丁目 3 4 番 1 号、忠岡町役場駐車場において発生した事故について、相手方と損害賠償額 7 万 3, 180 円をもって和解し、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 5 月 17 日付をもって専決処分したので、同条第 2 項の規定によりご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のとおりです。

この件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

勝元議員。

11 番（勝元由佳子議員）

事故の内容ですね。先般の全員協議会でも内容をお聞きしたんですけども、事故が起きた場所とかですね、もうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

健康福祉部（二重 幸生健康福祉部長）

事故につきましては、役場の駐車場のいわゆる正面玄関というんですかね、そちらに相手方の車が先に止まっていたと。ここに本町の福祉バスが前方に駐車をしました。その際に、最終的に位置を決める際にバックをしたんですが、そのときに後方の不注意によりまして、相手方の車と接触を起こしたというところでございます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

じゃあ、正面玄関前の車寄せということですね。以前からずっと駐車場枠が狭いということを描いています。ですので、今回関係なかったということによかったんですけども、いつトラブル起きてもおかしくないの、そこも駐車場枠狭いっていうのは早く改善していただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第2 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を、議題といたします

本件についての報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第3号、専決処分の報告につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和6年5月3日岸和田市加守町4丁目27番1号、岸和田徳洲会病院駐車場において発生した事故について、相手方と損害賠償額25万6,344円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年5月21日付をもって専決処分したので、同条第2項の規定によりご報告する次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のとおりです。

この件についてご質疑をお受けします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償などを定めること及び和

解について) を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第3 報告第4号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を、議題といたします。

本件についての報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第4号、令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。

本件は、令和5年度忠岡町一般会計予算において計上いたしました総合行政システム（住民記録）改修業務委託料、非課税世帯給付金事業、戸籍電算システム改修業務委託料、戸籍附票システム改修業務委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業、町立小・中学校防犯カメラ設置事業について、令和5年度内に事業が完了しなかったため翌年度へ繰り越したしましたが、今般、繰越明許費が確定したことにより繰越明許費繰越計算書を報告する次第であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと幾つかお聞きするんですけど、この小・中学校の防犯カメラ設置事業の分なんですけども、地元との調整に時間を要するという部分で繰越ということで書いてるんですね。どういった方とどのような調整をしたのかというのが1点と、あともう今年度に入ってしばらくたってますので、もう完了しているのか、それとも完了してないのであればどういう今後のめどって言いますか、いつ頃終わるかとか、その辺、スケジュール的な部分教えていただけますか。

教育部（村田 健次教育部長兼教育総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田教育部長。

教育部（村田 健次教育部長兼教育総務課長）

小・中学校の防犯カメラにつきましてはですね、基本的に出入口付近を映すということでございます。各小・中学校、当然校門というものがございまして、そのところの出入口を映すに当たって、民家が映ってしまうとか、そういうようなことがあってはいけませんので、そういったものの調整に時間がかかったということでございます。

2点目のご質問でございますけれども、どのような進捗かということでございますけれども、学校に工事が入るということでございますので、基本的には生徒さんがいない時期に工事を行いたいというふうに考えておりますので、夏休みの終わりをめどに工事が完了するような形で現在作業を進めさせていただいてるところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか。他にご質疑ありませんか。是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

総務管理費、戸籍住民基本台帳費のところのこの事業ですね。繰越理由が国のスケジュールの見直しということで年度内に完成見ないということでありますが、どういう国のスケジュールの見直しというものがあつたのでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野産業住民部次長。

産業住民部（谷野 彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

今回の繰越しの分につきましては、戸籍及び戸籍の附票に氏名の振り仮名を記載するというシステム改修でございます。国のほうもスケジュールとして予定していたところですが、今年度も戸籍の広域交付とかもございまして、ちょっとスケジュール的に間に合わないという国の方針に基づき繰越し、5年度内に事業が完了しないということで繰越しした次第でございます。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

振り仮名の点で国のほうがもう少し延期するという、そういうことだということでありますね。振り仮名というのは、どのように読むのかというのは、現在はないと、されてないんですね。今回振り仮名というものが新たに出てくるといふことだと思いますが、その読み方についてはそれぞれ保護者、ご家族、届け出された方がどのように読みたいというのは自由であるということであるかと思いますが、その届出の際に振り仮名を、まあ言ったらどういうふうに読むかというのを届出を今度するといふことの、それに関連してのシステム改修でもあるし、そして、それについて国のほうが調整が遅れているという

ことだという、そういうことでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

今現在におきましても戸籍の届出、出生届につきましては、戸籍の届出書にお名前の振り仮名を振っていただいております。ただ戸籍と戸籍の附票につきましては今現在記載していないというところがございます。住民票のほうにおきましても、今現在は振り仮名は振っておりませんが、入力するに当たり振り仮名を転入者等につきましては記載していただいております、それを基に入力しているところがございます。その振り仮名につきまして、戸籍の附票等に引っ張ってくるような作業が今後出てくることになるんですけども、また住民さんに対して、これで振り仮名は大丈夫かというような形のお知らせを送って作業を進めていくっていう形になっているところがございます。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

どのように読むのかというところについての、ちょっと住民の中でもやっぱり議論がね、必要なことであるかと思しますので、その点については国のほうの動向というのがちょっと、ただどのようにするというもののスケジュール、このぐらいの時期にとか、そういった情報というのは今のところどうなってますでしょうか。

産業住民部（谷野 彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊産業住民部次長兼住民人権課長）

詳しいところにつきましては、いまだにあれっていうところはあるんですけども、これから国からの通知に基づき、システム業者と回収等について打合わせをしながら進めていくというところがございます。

議長（北村 孝議員）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第4号 令和5年度繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）



を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第４ 報告第５号 令和５年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第５号、令和５年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。

本件は、中央線１１分区污水管渠布設工事（９工区）において、埋設されている電気と離隔等の施工方法について調整に不測の日数を要し、年度内に事業を完了することが困難となったことなどにより、令和６年度へ繰越しを行いましたので、繰越計算書を報告するものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

報告は以上のとおりです。

この件について質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

勝元議員。

１１番（勝元由佳子議員）

ちょっと幾つかお聞きします。まず、中央線１１区分污水管渠布設工事の繰越しですけども、不測の事態ですかね、日数を要して繰り越したということですけど、この不測の日数を要したという具体的な内容ですね、遅延の理由をお聞きしたいのと、もともとの工期ですね、本来であれば令和５年度中に完了してたはずの工事だと思うんですけども、元の工期はいつからいつまでになったのか、そこをお聞きします。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

道路上に下水道管を布設する場合ですね、隣接する地下埋設管理者、ガス、水道、電気などの施工方法を協議して進めますが、今回は電気設備、電気ケーブルなんですけども、

接近していたことから、関西電力と施工協議したところ、本町実施予定の工法では、関電が求める安全基準を満たせないとの見解がございました。工法について協議の日数を要したことにより繰り越したものでございます。

こちらの当初の契約の分なんですけども、ちょっと期首については私今ちょっと持っていない、ちょっと分からないんですけども、年度末、3月の末日で工期となっております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

工期の始まりを聞いたかったんですね。終わりは多分年度末までに終わるのは分かってたんですけど、工期の始まりが結構年度末ぎりぎりです。余裕を持ったスケジュールになってなかったんじゃないかとか、そこら辺を聞いたかったんですけど、今お手元に資料がないのであればもう結構です。あとでまたお聞きします。

ただ、こういう不測の事態が起こるっていうのであれば、やっぱりそこら辺も見越して工期は組んでおくべきじゃないかなというところですね。

あと1点気になったのが、今のご答弁でね、関電との調整で不測の日数を要したということなんですけども、町のそもそもの仕様書ですよ、仕様書に問題があったっていうことですか。ではないんですかね、そこら辺ちょっと分からないんですけど。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

先ほどの答弁の中でですね、契約締結日なんですけども、当初の契約は令和6年1月19日になっております。

それとですね、こういう工事する前ですね、事前の工事の内容というのは地下埋設についていろいろなことを調べるんですが、何分工事施工業者が決まってからですね、地下埋設者それと事業者それと忠岡町の中での工法について、求められている当初の工法について議論をするんですけども、今回は関電のほうから安全基準に満たないというところで、土壌にも薬注、薬物を注入して土壌を固めるっていう方法があったんですけども、その当初の手法では、ちょっとそれでは安全基準に満たないということになりましたので、工期を延長して工期をするということになりました。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

私素人ですのでね、分かりませんが、今のお話を聞いていると、忠岡町のそもそもの仕様書が初めから安全基準を満たしてなかったんじゃないんですかってちょっと思ってしまうんですね。違うんやったらいいんですけど、やっぱり仕様書の部分は最初にある程度そういう不測の事態も見越してもそうですけど、今回やっぱり年明け、要は年度末付近に工事してますでしょう。ですのでやっぱりもうちょっと期間余裕を持つっていうのも考えていただきたいっていうのと、最後1点ね、今回繰越し、二つの事案で繰越しされてるんですけど、支払い義務の発生っていうのが発生してないのと発生してる部分とあるんですけども、中央線のほうですね、これはもう全然手つかずで繰り越してるのか、どういう状態なのかっていうのと、支払い発生義務が生じるものと生じてないものとあるその理由ら辺ですね、お聞きしたいんです。お願いします。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城部長。

産業住民部（新城 正俊産業住民部長）

こちらの支払い発生義務のない部分なんですけども、こちらの分については支払いのほうは発生しておりません。下段のほうの支払い発生義務の部分なんですけど、こちらのほうは工事の前払い金として発生しております。

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第5号 令和5年度忠岡町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第２９号、専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、令和６年能登半島地震の被災者負担の軽減を図るための個人住民税の雑損控除の特例及び賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための令和６年度分個人住民税の減税を実施するなど、所要の改正を行うため、令和６年３月３１日付をもって専決したので、地方自治法第１７９条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

どうぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第２９号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第6 議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第30号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本町人権擁護委員、亘瑠璃子氏は、令和6年6月30日をもって任期満了となることから、その後任として久保あけみ氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会の実情に精通し、適任者と思われまますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第7 議案第31号 忠岡町財産評価審査委員会条例の一部改正について、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第31号、忠岡町財産評価審査委員会条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本件は、忠岡町財産評価審査委員会条例において、第3条に規定しております委員会の組織人数について、近隣自治体の組織構成の実情及び本町委員会の開催状況等を勘案し、所要の改正を行うものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第31号 忠岡町財産評価審査委員会条例の一部改正についてを、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第8 議案第32号 手数料条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第 3 2 号、手数料条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本件は、介護保険法の改正により、今まで指定介護予防支援事業者の指定を受けられるのは地域包括支援センターに限られていましたが、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになったことに伴い、居宅介護支援事業者と指定介護予防支援事業者の指定の更新申請を同時に行った場合の手数料について定めるものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第 3 2 号 手数料条例の一部改正については、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第 9 議案第 3 3 号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第 3 3 号、忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号）により、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化の対応を行うこと及び介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターの定義規定箇所の変更の対応を行うこと等、所要の改正を行うものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第 33 号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第 10 議案第 34 号 令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 2 号）についてを、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第 34 号、令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1 億 1 7 1 万 7, 0 0 0 円で、これを追加することによる予算総額は 7 7 億 5 3 3 万 3, 0 0 0 円となります。

歳入につきましては、第 14 款 国庫支出金で児童手当負担金の計上、子ども・子育て支援事業費補助金の計上、疾病予防対策事業費等補助金の計上、第 15 款 府支出金で児童手当負担金の計上、全国家計構造調査交付金の計上、第 18 款 繰入金で財政調整基金繰入金の計上、第 20 款 諸収入でコミュニティ助成事業補助金の計上、ワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体助成金の計上、第 21 款 町債で消防施設等整備事業費の計上。次に、歳出につきましては、第 2 款 総務費で、総合行政システム（児童手当）改修業務委託料の計上、大阪・関西万博子供招待事業委託料の計上、防災用消耗品代の計上、防災資機材等購入費の計上、一般コミュニティ助成事業補助金の計上、エルタックス関係分担金の計上、諸統計調査報奨金の計上、第 3 款 衛生費で臨時保育士人材派遣業務委託料の計上、児童手当拡充に係る対応関連経費の計上、第 4 款 衛生費で新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種事業関連経費の計上、健康管理システム（予防接種）改修業務委託



料の計上、第9款 消防費で消防本部庁舎仮眠室等個室化事業関連経費の計上、消防団訓練用資機材購入費の計上、第10款 教育費で、給食用備品購入費の計上であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム運用事業について、期間は令和7年度から令和11年度、限度額1,216万4,000円を追加するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、消防施設等整備事業債において、限度額を4,650万円に変更するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

すみません。今回、補正予算案で上がっている大阪・関西万博子供招待事業の委託料の件でお聞きします。今回、委託料で35万2,000円という額上がってるんですけども、これもしですね、否決というか予算つかなかった場合の町の動きをお聞きしたいんですけども、先日の財政の事前レクのときに、これは大阪府のシステムを使った申込みに係る委託料というんですかね、システムの部分の費用ですとおっしゃってたんですけども、これを利用しない場合は、町独自での申込みというんですかね、になるというお話でした。この予算つかなかった場合、町独自で何かどういう動きになるのか、そこら辺お聞きしたいんですけども、お願いできますか。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

予算を使わなかった場合っていうのは想定をしておりません。ご承認いただけるようにお勧めを繰り返ししていくことになると思います。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

予算つかないことを想定してないっていうことですが、ちょっとそれが理解できないんですけどね。つく、つかないは議会の議決の判断ですので、想定してないということがあれなんですけど、必ず、じゃあ忠岡町は大阪万博の子供無料招待の事業乗っかるとしても、必ずこの大阪府のシステムを使ってやるんだと、そういうことですか。ちょっとよく

分からない。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

中定公室次長。

町長公室（中定 昭博町長公室次長兼秘書人事課長）

すみません。ちょっと答弁に誤解を招く発言になったと思います。鋭意努力、ご理解いただけるように努力をするという意味で申し上げました。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか。

11番（勝元由佳子議員）

いいです。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。

7番（松井匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井匡仁議員）

申し訳ありません。遅くなりました。私もですね、この大阪・関西万博子供招待事業について質問一つさせていただきたいんです。今回ですね、システム料ということで、総務費の企画費で上がっているんですけども、これね、この事業全体を見たときのこの事業の立てつけっていうんですかね、これレクのとキもちょっと聞いたんですけど、ご返事なかったもので聞くよというふうに聞いていると思うんですけども、立てつけ、教育の事業であるとか福祉であるとかその他であるとか、全体を含めるとどういった立てつけの事業になるんでしょう。

副町長（井上 智宏副町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

井上副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

立てつけいうて、いわゆる対象をどうするかとかそういったところですよ。一応、対

象に考えているのは、府連が1回目のところをやる言うてくれてる年齢ですね。3歳までは無料なので、4歳以上、それから18歳までですか、高校生までというようなところの範囲を希望者があれば助成していきたい。

7番（松井匡仁議員）

議長、ちょっと違う。立てつけ、目的が教育やとか福祉やとかそのほかやとか、どういった事業の立てつけなのかちょっと。

副町長（井上 智宏副町長）

ターゲットっていう、まあいうたら子供を対象にということです。

7番（松井匡仁議員）

そうそう、なってるから。

副町長（井上 智宏副町長）

子供対象に、2回目というか、希望者があればということなんですけど。

なぜ教育じゃないかという、ごめんなさいね、質問者じゃないから答えるのあれですけど。

7番（松井匡仁議員）

いやいやそういう意味じゃなくて、なぜ教育じゃないかとか、そういうことを聞いているじゃなくてね、単純に。

議長（北村 孝議員）

松井議員、すみません。ちょっと整理してよろしくお願いします。

7番（松井匡仁議員）

ちょっとかみ合うてなくて、なぜ教育じゃないんやというふうに聞いているわけじゃないんです。これ全体の事業ね、いうたら子供を招待する事業、この事業自体がどういった目的で、福祉、まあ言うたら行けれへん子かわいそうやから助成したろかっていうのか、1回目のときみたいに、未来輝くのを子供たちに見せる教育の形で招待するんやとか、そういう事業全体の形、どういう立てつけでこの事業、2回目のやつは行うんやっていうふうにちょっとお聞きしてるんですが、ちょっと議長、伝わらんみたいで申し訳ありません。

議長（北村 孝議員）

井上副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

的確かどうかはちょっとご勘弁いただきますけども、1回目はまず、1回目というか、どっちが1回目で2回目になるんかいうのは、行く時期によって変わりますけども、府のほうは、少なくともその年齢のところをまずは招待したい。特に学齢児には教育の、いわゆる学校行事として行いたいということなんです。1回目は。

我々考えておりますのは、別に府から2回目を求められたとかそういうことではなくて、1回行っただけではやっぱりいろんな楽しみを味わえないんじゃないかっていうようなと

ころであるとか、希望者がおれば2回、3回行ってもらいたい、そういうことで夢を感じてもらえるなら感じてもらいたいというようなところで、1回だけでは補い切れないだろうと。もう一回行ってみたいよと言う人がおれば、その方に助成しましょうというような。立てつけで言うたらそういうことなんですけど。

7 番（松井匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井匡仁議員）

それを立てつけ言われるとちょっとあれなんですけど、町長通じてます、通じてない。別にどうやこうや言うつもりはないんですけど、ほなこれね、最終的にチケット代上がってくるときには何費で上がるんですかね。教育のところで上がるの、福祉で上がる、また総務で上がるんですか。どういうふうな形でチケットの支払い代金というのは上がってくるんですか。

議長（北村 孝議員）

井上副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

最終財政課がどう考えるかいうのはあると思いますけども、基本は総務費で上げていくことになるんじゃないかなと思ってます。もしくは児童福祉費ですね。福祉ということだと考えてます。特に教育費で計上すると、学齢前の子たちは教育費のところの該当じゃないですよ。そういうところから行くと総務費かなと考えてます。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7 番（松井匡仁議員）

そうですか。そなんん決まってないもんなんですね。そういうこと。僕も教育はよろしいと思います。教育でやろうとはね、やっぱり日本国憲法に触れると思います。やっぱり3章の26条、これに触ってくると思いますので、教育はいいよね。そやけど福祉、僕は福祉、もしくはこのまま企画、どちらかやろなと思ってるんですけども、その辺決まってない事業というのもおかしい話やと思うんです。企画で行くのであれば、このまま企画で行くのであれば、ほな何で子供だけやと。これは子供を招待するんじゃなくて子供を餌にしとるんかいいう話になってしまいますので、僕は福祉がええん違うかなと思ってます。二重君笑ってるけど。教育で行くのであれば、やっぱり憲法3章の26条に照らし合わせて、3歳から17歳まで全部行かすべきやと。やっぱりひとしく教育を受ける権利、これをちゃんとやらなあかん。だからその辺きっちり決めて事業やってほしいと思いますので、すみません、また質問させていただきます。よろしくお願いします。

議長（北村 孝議員）

答弁よろしいですか。

7 番（松井匡仁議員）

もう結構です。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第 3 4 号 令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 2 号）については、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第 11 議案第 3 5 号 令和 6 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）についてを、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第 3 5 号、令和 6 年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、2 3 6 万 5, 0 0 0 円の追加で、これを補正することにより、予算総額は 1 9 億 6, 4 4 0 万 4, 0 0 0 円となります。

歳入につきましては、第 3 款 国庫支出金で、国保制度関係業務事業費補助金の計上であります。

歳出につきましては、第 1 款 総務費で、国民健康保険システム改修委託料の計上であります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第35号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は6月27日10時から開きます。本日はこれで散会をいたします。

大変にご苦労さまでございました。

（「午前10時39分」閉会）